



# 介護施設の種類



## 短期入所生活介護施設

老人短期入所施設は、ふだんは在宅介護を受けている要介護者が、事情によって一時的に居宅において介護を受けることができなくなった際に、数日から一週間程度の短期間、泊まり込みで介護などのサービスを利用できるように設置された施設です。また、このような短期入所のことをショートステイ(短期入所生活介護)と呼んでいます(要支援者の場合は介護予防短期入所生活介護)。

## 特別養護老人ホーム

常駐スタッフが生活支援から介護サービスまでのすべてを提供する施設で、通称「特養(とくよう)」と呼ばれます。入居対象は、要介護1以上で日常的な医療ケアを必要としない高齢者です。かつては4人部屋が一般的でしたが、2003年からユニットケアが制度化されことにより、現在では個室が主流になっています。高齢者向けの施設としては国内で最多の定員がありますが、入居待ちの方は全国で40万人前後いるため、最低数ヶ月は待たないと入居できないのが現状です。ただし、要介護度が非常に高く自宅での介護が困難な方、緊急性のある方は優先的に入居できる場合もあります。

## 介護付有料老人ホーム

介護や食事等のサービスが付いた有料老人ホームで、介護保険で定められた基準を満たし、特定施設入居者生活介護に指定された有料老人ホームです。このタイプの有料老人ホームは介護サービスが義務付けられた施設で、要介護者3人に対して、ホームの介護スタッフが1人以上の割合で配置されています。

## 住宅型有料老人ホーム

介護保険の「特定施設入居者生活介護」の認定を受けていないタイプの有料老人ホームで、施設スタッフが提供するの食事サービスと、緊急時の対応などの日常生活支援だけです。

## グループホーム

認知症をかかえた高齢者が、10人以下の少人数でグループをつくり、家庭的な環境の中で暮らす施設です。入居者が一方的にサービスを受けるのではなく、それぞれの状況に応じて家事などを分担しながら共同生活することで認知症の進行をおさえる目的があります。性質上ひとつの施設あたりの定員が少ないため、入居待ちをしなければならない場合も多くなっています。